

○3月中に予定されている「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び関係ガイドラインの改定を踏まえて、文部科学省政策評価基本計画の改定及び令和5年度文部科学省政策評価実施計画の策定を実施予定。現時点では、以下の方向で修正を検討中。

①政策評価審議会答申、政策評価に関する基本方針の改定を踏まえて修正。

主な内容は以下の通り。

- ・効果検証の取組の推進
- ・政策の特性に応じた効果検証が可能となる評価枠組みの導入

②文部科学省の政策全般に関する評価の実施の方向性を明記。

- ・政策体系を充実・活用し、各政策分野の基本計画等や行政事業レビューとの連動性を高め、政策評価の実効性を高めること。
- ・評価書は、各種基本計画のフォローアップ資料など、実際の政策立案プロセスで作成される資料を活用すること。

③政策評価体系の充実・活用について、その趣旨等を明記。

（例）文部科学省政策評価基本計画の修正イメージ例

第6 事後評価の実施に関する事項

1. 文部科学省の政策全般に関する評価

~~目標や達成手段に関する事前の想定をあらかじめ整理・公表するため、毎年度、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）」に基づき、全ての施策について事前分析表を作成し、公表する。~~

~~また、「文部科学省の使命と政策目標」（別紙1）に掲げる文部科学省の所管行政に係る政策について、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、別紙2に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施する。その際、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制等）の実績等についても検証する。~~

~~—なお、評価を行わない年度においては、目標の達成度に関して、毎年度実績の測定（モニタリング）を行い、前述の事前分析表に記入することとする。~~

また、教育振興基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、スポーツ基本計画及び文化芸術推進基本計画における目標及び指標との整合性にも留意する。

各種基本計画の進捗状況を評価する資料など、政策の企画立案プロセスにおいてその達成状況を評価する資料を作成している場合は、これらを活用する旨を追記予定。